

尼崎市監査公表第8号

財務(定期)監査及び行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成27年4月22日

尼崎市監査委員	今	西	昭	文
同	堀		智	子
同	寺	坂	美	一
同	酒	井		一

措 置 通 知 表【財務(定期)監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	交通局
2 監 査 結 果 報 告 日	平成 2 7 年 3 月 2 4 日
3 措 置 通 知 日	平成 2 7 年 3 月 3 1 日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>消防計画に基づいて消防訓練を行っていなかったことについて</u> 消防法令では、防火管理者は防火に係る消防計画を作成し、これに基づいて消火、通報及び避難の訓練を定期的の実施しなければならない。 しかしながら、消防計画は作成されてはいたものの、これに基づいた消防訓練が実施されていなかった。 (管理課) <措置を求める事項> 防火管理者は、法令を遵守し、防火管理に係る消防計画に基づき、消火、通報及び避難の訓練を適正に実施すること。	
5 措 置 の 内 容 今年度については、平成 2 6 年 1 1 月 1 9 日に消防局北消防署塚口出張所の立会いの下、総合訓練を実施した。 今後は、法令を遵守し、防火管理者のもと、消防計画の規定に基づいた消防訓練を実施する。	